

別紙

国民健康保険料の計算方法

保険料は、世帯を単位として賦課され、医療分と後期高齢者支援金分及び介護納付金分保険料で構成されています。国保加入の40歳から64歳までの人については、国保で介護納付金分保険料も賦課されます。年齢による国民健康保険料は、次のようになります。

◆ 40歳未満の人

医療分及び後期高齢者支援金分保険料だけが賦課されます。

◆ 40歳から64歳までの人

医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分保険料が賦課されます。

◆ 65歳以上75歳未満の人

医療分及び後期高齢者支援金分保険料だけが賦課され、介護保険料は別途介護保険課から通知します。

医療分と後期高齢者支援金分及び介護納付金分保険料は、いずれも所得割額と均等割額の合算額で、計算式は次の通りです。

* 令和7年度(4月から翌年3月まで)の1年間の保険料計算式

医療分保険料		
年額 (限度額 66 万円)	=	$\frac{\text{所得割額}}{\text{加入者全員の賦課のもととなる所得金額} \times 7.71\%} + \frac{\text{均等割額}}{47,300 \text{ 円} \times \text{加入者数}}$
後期高齢者支援金分保険料		
年額 (限度額 26 万円)	=	$\frac{\text{所得割額}}{\text{加入者全員の賦課のもととなる所得金額} \times 2.69\%} + \frac{\text{均等割額}}{16,800 \text{ 円} \times \text{加入者数}}$
介護納付金分保険料		
年額 (限度額 17 万円)	=	$\frac{\text{所得割額}}{\text{対象者全員の賦課のもととなる所得金額} \times 2.25\%} + \frac{\text{均等割額}}{16,600 \text{ 円} \times \text{対象者数}}$

◆ 賦課のもととなる所得金額とは：前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額 43 万円を控除した額です(ただし雑損失の繰越控除額は控除しません。)

* 令和7年度均等割額の軽減割合と軽減判定基準額

軽減割合	所得の範囲(世帯の合計所得)
7割軽減	43万円※以下
5割軽減	43万円※ + 加入者数 × 30万5千円以下
2割軽減	43万円※ + 加入者数 × 56万円以下

※給与・年金所得者の数が2人以上の場合は、43万円 + 10万円 × (給与・年金所得者の数 - 1)

問い合わせ先：国民健康保険課 資格係 電話：03-5246-1252

附件

国民健康保险费的计算方法

保险费以每一户为单位征收。由医疗部分与后期高龄者支援金部分及看护缴纳金部分保险费构成。对于加入国保的 40 岁至 64 岁者，在国保中还征收看护缴纳金部分保险费。各年龄的国民健康保险费如下所示。

◆ 不满 40 岁者

仅征收医疗部分及后期高龄者支援金部分保险费。

◆ 40 岁至 64 岁者

征收医疗部分、后期高龄者支援金部分及看护缴纳金部分保险费。

◆ 65 岁以上不满 75 岁者

仅缴纳医疗部分以及后期高龄者支援金部分保险费，看护保险费将由看护保险课另行通知。

医疗部分和后期高龄者支援金部分及看护缴纳金部分保险费均为所得比例额和均等比例额的合计金额，计算公式如下所示。

*2025 年度（从 4 月到次年 3 月）1 年之间的保险费算式

医疗部分保险费	
年额 (限额 66 万日元)	$= \frac{\text{所得比例额}}{\text{加入者全员的纳税基准收入金额} \times 7.71\%} + \frac{\text{均等比例额}}{47,300 \text{ 日元} \times \text{加入者人数}}$
后期高龄者支援金部分保险费	
年额 (限额 26 万日元)	$= \frac{\text{所得比例额}}{\text{加入者全员的纳税基准收入金额} \times 2.69\%} + \frac{\text{均等比例额}}{16,800 \text{ 日元} \times \text{加入者人数}}$
看护缴纳金部分保险费	
年额 (限额 17 万日元)	$= \frac{\text{所得比例额}}{\text{加入者全员的纳税基准收入金额} \times 2.25\%} + \frac{\text{均等比例额}}{16,600 \text{ 日元} \times \text{对象者人数}}$

◆ 纳税基准收入金额：是从前一年的总收入和山林收入额以及股票、长期（短期）转让收入金额等的合计中扣除基础扣除额 43 万日元后的金额（但不扣除杂损失的滚结扣除额。）。

* 2025 年度均等比例额的减轻比例与减轻判定基准额

减轻比例	所得的范围（家庭的合计收入）
减轻 70%	43 万日元 ※ 以下
减轻 50%	[43 万日元 ※ + (加入者数 × 30 万 5000 日元)] 以下
减轻 20%	[43 万日元 ※ + (加入者数 × 56 万日元)] 以下

※ 工资·年金所得者的人数在 2 人以上（含）时，为 43 万日元 + 10 万日元 × (工资·年金所得者的人数 - 1)

问讯处：国民健康保险课 资格担当 电话：03-5246-1252